

令和7年第11回 岡谷市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年11月27日（木）午後2時05分から午後3時16分

2. 場 所 602会議室

3. 出席者（13人）

I. 農業委員（8人）

会長 1番 宮澤 淑
委員 2番 今井 久夫
〃 3番 濱 由美子
〃 4番 山岡 啓助
〃 5番 早出 澄雄
〃 6番 清水 江身子
〃 7番 山田 和男
〃 8番 高林 敬子

II. 推進委員（3人）

小口 建二
山崎 和彦
伊藤 範雄

III. 事務局職員（3人）

局長 小林 隆志
次長 宮坂 征憲
会計年度職員 黒河内 規子

4. 欠席委員

なし

5. 議事録署名委員

4番 山岡 啓助
6番 清水 江身子

6. 議 事

- ・議案第39号 農地法第3条の規定による許可処分について
- ・議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請書の進達について
- ・報告

7. 会議の概要

【開会 午後2時05分】

高林会長代理 定刻を少し過ぎましたが、これから令和7年第11回岡谷市農業委員会総会を開

催します。本日は全員が出席していますので、本総会はここに成立していることを宣言します。それでは会長から挨拶をいただきます。よろしくお願ひいたします。

会長 あいさつ(省略)

それでは日程3に入ります。本日の議事録署名委員の指名をいたします。4番 山岡 啓助 委員、6番 清水 江身子 委員 両委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(了承)

議長 それでは日程4の議事に入ります。議案第39号 農地法第3条の規定による許可処分につきまして上程をいたします。1番、地区は橋原地区です。高林委員よろしくお願ひします。

高林委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、川岸橋原地区で、JR岡谷駅南側の橋原橋を渡り、JR中央本線の側道を天竜川に向かって200mほど進んだところに位置します。周囲は諏訪湖に近く、日当たりのよい扇状地状に弥生時代を主とする橋原遺跡が広がっており、古くから人々の生活が営まれていた地域です。道路沿いに農地が連なっておりますが、JRトンネルの開通に伴い、敷地として転用された後、かろうじて残っている農地です。申請内容を申し上げます。

[議案書を朗読]

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には、申請代理人が立ち会いました。譲渡人は、高齢のため申請地を有効に利用できないので、農業経験のある譲受人に譲渡するものです。譲受人は、長芋・ブルーベリーの作付けを予定しているとのことです。申請地の北側は農地、東側はJR側道の植栽地、南側は馬入れを介して農地、西側は宅地にそれぞれ接しており、境界は明確になっていました。住所不明で連絡のとれない北側農地の所有者以外は所有権移転について隣接地所有者の了解を得ているとのことです。以上、所有権移転に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議の程お願ひいたします。

議長 ありがとうございました。ただいま高林委員から説明があり、所有権移転について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、1番を決定とさせていただきます。議案第39号は以上です。続きまして、議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請書の進達につきまして上程をいたします。1番、地区は今井地区です。今井委員よろしくお願ひします。

今井委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、上の原団地下バス停から東南方面に80mほどで、横河川とほぼ中間に位置します。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に、現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には、申請代理人が立ち会いました。まず、隣接地への影響、境界確認ですが、申請地の北側東側は道路、西側南側は畠で、南側はりんご園になっております。土地の形状変更の概要ですが、盛り土及び切土を行うが、擁壁を施工し、周囲に土砂流出の恐れのないようにすることです。また、隣接農地所有者の了解を得ているとのことです。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議の程お願ひいたします。

議長 ありがとうございました。ただいま今井委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

山田委員 遺跡はどうなっているでしょうか。

山岡委員 上向遺跡があります。

議長 現地調査の時に説明をされているでしょうか。他に何かございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということですので、1番を決定とさせていただきます。続きまして、2番、地区は今井地区です。今井委員よろしくお願いします。

今井委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、先ほど1番の隣に位置します。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に、現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には、申請代理人が立ち会いました。まず、隣接地への影響、境界確認ですが、申請地の北側は道路で、60cmほど斜面になっております。土地の形状変更の概要ですが、盛り土及び切土を行うが、擁壁を施工し、周囲に土砂流出の恐れのないようにすることです。また、隣接地所有者に了解を得ているとのことです。申請地は上向遺跡の埋蔵文化財地域に指定されており、準備中とのことです。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議の程お願ひいたします。

議長 ありがとうございました。譲受人の住所が「岡谷市長地源」だと思います。議案

書を訂正しておいてください。ただいま今井委員から説明がありましたが、農地転用について特に問題ないとのことです、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということですので、2番を決定とさせていただきます。続きまして、3番、地区は小井川地区ですが、小口委員が説明する前に事務局から補足説明があります。

宮坂次長 事務局からよろしくお願ひいたします。事務局から最初に申請内容について説明をさせていただきます。申請地南側△△は、既に貸駐車場となっております。今回、申請地北側▲▲も貸駐車場に転用しようとしたところ、南側△△が農地転用許可を取得していないことが判明いたしました。このような内容で事務局に相談があり、事務局から許可権者である県へ相談したところ、顛末書を付けて追認のための農地転用許可申請を合わせて行うようにとの指導をいたしましたため、今回、顛末書を付け南側も合わせて申請していただきました。顛末書及び、申請代理人からの聞き取りからは、これまでの経過として、亡くなった所有者が口約束で貸駐車場としていた、ということではあります、周辺には申請地以外に農地はなく都市計画区域としても準工業地域となっているため、周囲に与える影響はなく、やむを得ないと判断し、申請書を受理いたしました。以上でございます。

議長 この説明をふまえて小口委員説明をお願いいたします。

小口委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、小井川東町線を諏訪湖方面に進み、日本青銅(株)を過ぎ、JR中央本線高架橋の手前を右折し、約400m直進した一方通行の標識が見えるところの四差路の角地に位置します。周りは東側南側が道路、北側が側道、西側が水路を挟んで住宅地となっております。申請内容を申し上げます。

[議案書を朗読]

次に、現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。境界につきましては、金属柱及びコンクリート柱で明確になっていました。既に西側部分は駐車場として利用しており、北側部分に防護ネット等を置いて、造成を行うということです。また、西側水路は使用されておりませんが、境界から約1.5m離して利用することです。雨水排水について、雨水は自然浸透及び地下浸透とするということです。本案件は、事務局が説明した通り法令違反の申請地でありますが、既に当時の所有者が亡くなっています、また、申請人により顛末書が提出され深く反省していることであり、やむを得ないと判断しましたが、よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 ありがとうございました。ただいま小口委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことです。何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということですので、3番を決定とさせていただきます。続きまして、4番、地区は東堀地区です。早出委員よろしくお願ひします。

早出委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、国道20号ヤマダデンキ テックランド岡谷店隣にガソリンスタンドを含め(有)玉木商店があり、奥に位置します。周りは宅地に囲まれた中の農地です。申請内容を申し上げます。

[議案書を朗読]

次に、現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には、譲受人と申請代理人が立ち会いました。日照については、周囲には農地が無く支障なく、法面については、現況のまま利用し、排水については、雨水は宅内処理をするとのことです。隣のヤマダデンキとの境も宅地との境も明確になっていました。申請地は埋蔵文化財地域に指定されておりません。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 ありがとうございました。ただいま早出委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことです。何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということですので、4番を決定とさせていただきます。続きまして、5番、地区は東堀地区です。伊藤委員よろしくお願ひします。

伊藤委員 説明いたします。

[議案書を朗読]

申請地は、現状耕作放棄地で、東側が市道東堀線、西側が横河川、南側が県道岡谷下諏訪線、北側がJR中央本線でそれぞれ約200mのところに位置します。周辺は住宅と農地が混在し、宅地化が著しい地域です。次に、現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には、施工業者の社員1名が立ち会いました。申請地の東側には宅地があり、境界は擁壁で明確になっていました。また、東側には田もあり、8月に境界立会をして説明済みで、コンクリート擁壁を設置するとのことです。北側にも宅地があり、コンクリート擁壁を設置するとのことです。

南側は市道で、申請地は道路から少し低いところですので盛り土を行うとのことです。排水計画は、雨水の排水は宅地内地下浸透式で処理し、家庭用雑排水は公共下水道に接続するとのことです。申請地は埋蔵文化財地域に指定されておりません。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 ありがとうございました。ただいま伊藤委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということですので、5番を決定とさせていただきます。続きまして、6番、地区は東堀地区です。伊藤委員よろしくお願いします。

伊藤委員 説明いたします。

〔議案書を朗読〕

次に、現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には、施工業者の社員1名が立ち会いました。隣接地への影響、境界確認ですが、申請地の東側は五兵衛汐と小さな絵本美術館で、西側は農地で、9月25日の立会いの際に説明しているとのことです。境界はコン柱やプラ柱がすべてあり、明確になっていました。造成については、少し盛り土をし、1mほどのコンクリート擁壁を設置することです。排水計画ですが、雨水の排水は宅地内地下浸透式で処理し、家庭用雑排水、汚水は公共用下水道に接続することです。また、申請地は埋蔵文化財地域に指定されておりません。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 ありがとうございました。ただいま伊藤委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということですので、6番を決定とさせていただきます。議案第40号は以上です。続きまして、報告について、事務局から説明をお願いします。

宮坂次長 事務局より説明させていただきます。農地法第18条第6項の規定により、農地賃貸借契約の解約等の通知書が提出されたので、報告いたします。合意解約届出1件で、地区は東堀地区です。賃貸人相続により条件が合わなくなつたため、合意解約となつたとのことです。説明は以上です。

議長 ありがとうございました。以上をもちまして、日程4の議事は終了いたします。

議長 他に何かご質問等ありますでしょうか。特にないようですので、以上をもちまして、令和7年第1回岡谷市農業委員会総会を閉会します。

【閉会 午後3時16分】

令和7年11月27日

議長 氏名 宮澤淑

議事録署名委員 氏名 山岡啓助

氏名 清水江身子